



平成 29 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 リリカラ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 山 田 俊 之  
( J A S D A Q ・ コード 9 8 2 7 )  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役専務執行役員 佐藤伸男  
電 話 0 3 - 3 3 6 6 - 7 8 4 5

## 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、平成27年5月より公正取引委員会の調査を受けておりました壁紙の販売価格の引き上げに関し、本日、下記のとおり排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

関係各位には、多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、今後も引き続き、これまで徹底してきたコンプライアンス体制をより一層強化し、再発防止を図るとともに、信頼回復に努めてまいります。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

壁紙について、販売価格を引き上げる旨の合意が消滅していること等を決議すること、および今後同様の行為が行われないために必要な措置を講じること等を命じられました。

#### 2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 21,110千円  
納付期限 平成29年10月16日

当社は、公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、課徴金の額は50%減額されております。

#### 3. 今後の対応等

当社といたしましては、公正取引委員会から命令を受けた事実を厳粛に受け止め、法令遵守の徹底を一層強化し、内部統制の充実に努めるとともに、再発防止策の強化を図ってまいります。

また、本件の重大性を考慮し、信頼回復に向けて再発防止に取り組む姿勢をより明確にするため、対象期間における関係取締役は、役員報酬の30%から15%相当額を3ヶ月から2ヶ月分、自主的に返上することといたしました。

#### 4. 業績への影響

当社は、平成27年12月期第2四半期において、独占禁止法関連引当金を77,000千円計上しております。課徴金の額との差額55,890千円を平成29年12月期第1四半期において特別利益として計上する予定であります。業績予想数値に変更はありません。

以 上